

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
22	交通局	単価契約工事における特殊製品組合せ代価について使用方法を定めた上で内容を確認すべきもの	自動車部は、バス停留所ガードレベル等工事工種別単価請負工事（単価契約）を締結し、必要な箇所について補修を指示し、これを受けて行う工事を実施している。単価契約工事においては、維持補修に用いる工種を選定し、単価による契約を行うが、単価を設定できなかった材料品を用いる場合には、「特殊製品組合せ代価」という金額のみ定めた単価を使用し支払う仕組みとしている。 特殊製品組合せ代価は、使用する目的と材料品の指定、価格の決定には十分に留意する必要がある。そこで、類似する単価契約工事により道路補修等を行うという建設局においては、単価の定めのない工種により施工する場合の規定を定めている。本件指示工事において特殊製品組合せ代価を使った指示書及び工事完了面を見ると、使用した特殊製品の内容の記載がない、内訳書に労務費の計上がないなど特殊製品組合せ代価を使用したことの必要性、価格の妥当性などを確認できない状態となっており、適正でない。 また、このことは、部が、特殊製品組合せ代価を単価工事で使用するリスクを看過し、建設局のような規定を定めていないことによるものであり、適正でない。 部は、単価契約工事において、特殊製品組合せ代価を使用するに当たり、その使用方法等について定めるとともに、使用に当たっての指示及び内容や価格の確認を適正に行われたい。	指摘の発生原因を自動車部内で検証した結果、特殊製品組合せ代価を使用する際には、その使用方法等を十分に留意する必要があるということの認識が不足していた。 そのため、自動車部は、令和6年8月21日付通知文及び同日に開催した所長会において、各所長に対し指摘内容を周知し、適正な事務処理について、注意喚起を行った。 また、部は、特殊製品組合せ代価の使用方法について、建設局の取扱いを参考に、使用の際には事前の使用する材料、単価等を記載した見積書を徴して適切な材料、価格等であることを確認することとし、令和6年12月1日付け「バス停留所ガードレベル等工事工種別単価請負工事（単価契約）における特殊製品組み合わせ代価運用の手引き」を定めた。【2-1】 さらに、令和7年度契約の仕様書において、特殊製品組合せ代価を使用する際の取扱いを記載したほか、労務費を適切に計上できよう労務費に関する工種を設けた。【2-1-1】				
	1	2						
		ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ

番号	対象局 (団体)	措置区分	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
23	教育庁		(学校危機管理計画について)校内保護の原則を定めるとともに情報連絡手段について保護者へ周知すべきもの	各学校では、法に基づき、災害発生時に職員がとるべき措置の手順等を定めた「危険等発生時対応要領」を作成することとなっており、総務部は、指導部及び都立学校教育部と連携して「学校危機管理マニュアル」を作成し、これを活用して「学校危機管理計画」を作成するよう各学校を指導している。 その後、庁はマニュアルを改定し、一斉帰宅抑制により保護者が就業先等に留まる場合は、原則として児童・生徒を校内において保護する、また、児童・生徒及び保護者双方の複数の安全確認手段や学校との連絡手段を確保するとし、校長は、これらについて保護者にあらかじめ周知しておくこととしている。 改定内容への各学校の対応を見たところ、①危機管理計画に校内保護の原則を定めていない(水元特別支援学校、豊島高校、両国高校、本所高校、臨海青海特別支援学校)、②校内保護の原則や災害時の複数の情報連絡手段について保護者へ周知していない(瀬江高校、豊島高校、両国高校、本所高校)状況が認められた。 各学校は、災害時に保護者が安心して就業先等に留まることができるよう危機管理計画に児童・生徒の校内保護について定める、平時から校内保護の原則や情報連絡手段について保護者へ周知されたい。 総務部は指導部及び都立学校教育部と連携し、各学校が適切に危機管理計画を作成し、校内保護の原則や情報連絡手段について保護者へ周知するように指導されたい。	危機管理計画に校内保護の原則を定めていなかった豊島高校ほか4校は、令和6年10月までに学校危機管理計画の改定を行い、令和7年1月までに全職員へ改定内容を周知した。 校内保護の原則や災害時の複数の情報連絡手段について保護者へ周知していないかった両国高校ほか3校は、学校のホームページに掲載している学校危機管理計画を改定するなど対応を行い、令和7年3月までに保護者連絡用として使用しているアプリを用いた。新入生に対しても保護者説明会等の場を活用し、保護者への周知を行っていく。【1－エ】 総務部、都立学校教育部及び指導部は、当該指摘の原因は、帰宅困難者対策条例に基づき生徒の校内保護の原則を学校危機管理計画に適切に反映させて上、このことについて、複数の情報連絡手段とともに保護者へ周知するよう、学校に対し、周知及び注意喚起が不足していたことであるととし、令和6年9月9日付通知文により監査指摘内容を全都立学校へ周知し、対応ができていない学校への注意喚起を図った。 さらに、総務部は、同年10月11日に学校危機管理マニュアルを改定した際には、災害時の家庭との連携や情報連絡手段に係る記載を詳細にし、全都立学校へ周知した。また、同月23日に全都立学校を対象に説明会を実施し、校内保護の原則等について改定して説明するとともに、注意喚起を行った。 加えて、毎年度、校長に対する連絡会等の場を活用し、学校危機管理計画の定期的な見直しや保護者への周知等について注意喚起を行っていく。【2－ウ】
1	ア イ ウ エ オ	ア イ ウ エ オ	2		

番号	対象局 (団体)	事項 措置区分	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分			
24	教育庁		各学校では、法に基づき、災害発生時に職員がとるべき措置の手順等を定めた「危険等発生時対処要領」を作成することとなっており、総務部は、指導部及び都立学校教育部と連携して「学校危機管理マニュアル」を作成し、これを活用して「学校危機管理計画」を作成するよう各学校を指導している。 発災時、ライオライオンに係る学校施設・設備を適切に保全することは、児童・生徒の安全確保のほか、避難していただくことが予想される地域住民の安全を守る上で重要である。そのため、行はマニユアルにおいて、一般的な電気・ガス・上水道の安全確認の手順を記載し、発災時に安全対策を行うために、分電盤・ガス緊急遮断弁等学校ごとに必要となる配置図を作成し、容易に活用できる場所に保管、掲示している。	大島高校ほか9校は、令和6年12月までに、ライオライオンに係る配置図の作成や見直しを行ない、職員室や経営企画室等容易に活用できる場所に掲示したり、安全確認の手順書を作成したりする等発災時に速やかに安全対策を行えるよう準備した。【1ーエ】総務部及び都立学校教育部は、当該指摘の原因は、発災時、ライオライオンに係る学校施設・設備を適切に保全することの重要性について、学校に対し、周知及び注意喚起が不足していたことであるとし、令和6年9月9日付通知文により監査指摘内容を全都立学校へ周知し、対応ができていない学校への注意喚起を行った。 さらに、総務部は、同年10月11日に学校危機管理マニュアルを改定した際に、ライオライオンに係る配置図例を見やすくするなどし、全都立学校へ周知した。また、同月23日に全都立学校を対象に説明会を実施し、ライオライオンの安全対策について改めて説明を行った。【2ーウ】
	1	エ	ア	イ
	2	エ	ア	イ

番号	対象局 (団体)	事項 措置区分	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分			
25	教育庁		各学校では、法に基づき、災害発生時に職員がとるべき措置の手順等を定めた「危険等発生時対処要領」を作成することとなっており、総務部は、指導部及び都立学校教育部と連携して「学校危機管理マニュアル」を作成し、これを活用して「学校危機管理計画」を作成するよう各学校を指導している。 行はマニユアルにおいて、各学校の校長は、校内研修計画に学校危機管理に関する研修を定めて職員の実施としている。そこで、豊島高校及び淵江高校の危機管理に係る研修の実施状況を確認したところ、研修を行っていない状況が認められた。 特に、危機管理計画に基づく、災害発生時の教職員の役割や初動体制を確認するための研修は、災害発生時における児童・生徒の安全を確保し、被害を最小限にとどめるため、年度当初に実施しておく必要がある。 同学校は、教職員の危機管理研修を適切に行われた。各学校が教職員の危機管理研修を適切に行うよう指導されたい。	豊島高校は令和6年7月17日に、淵江高校は同年9月2日の、災害時の体制や役割分担等危機管理に係る研修を実施した。【1ーエ】総務部及び指導部は、当該指摘の理由として、災害発生時の教職員の役割や初動体制の確認、効果的な避難訓練の実施方法を主題とした研修の必要性について、学校に対し、周知及び注意喚起が不足していたことであるとし、令和6年9月9日付通知文により監査指摘内容を全都立学校へ周知し、対応ができていない学校への注意喚起を行った。 また、総務部は、同年10月11日に学校危機管理マニュアルを改定し、年度当初に危機管理計画の研修を行うこと等を定めた。同月23日に全都立学校を対象に説明会を実施した際に、危機管理について改めて説明するとともに、注意喚起を行った。【2ーウ】
	1	エ	ア	イ
	2	エ	ア	イ

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
26	教育庁	※(学校危機管理計画について)学校危機管理マニュアルについて	各学校では、法に基づき、災害発生時に職員がとるべき措置の手順等を定めた「危険等発生時対応要綱」を作成することとなっており、総務部は、指導部及び都立学校教育部と連携して「学校危機管理マニュアル」を作成し、これを活用して「学校危機管理計画」を作成するよう各学校を指導している。 庁はマニュアルにおいて、各学校は、地域の実情や学校の特性を踏まえた危機管理計画を作成するとしている。しかし、各学校の危機管理計画を見たところ、浸水等の被害想定のある地域の学校における避難経路の設定や浸水対策等が定められておらず、地域の実情を踏まえた内容となっていない状況が認められた。 これは、マニュアルが定めている危機管理計画に記載するべき項目には、危機管理の前提となる学校の立地や被害想定等、地域の実情や、校舎・設備の状況等、学校の特性に関する項目がなく、学校が危機管理計画を作成する際に想定するべき各学校のリスク等についての確認がなされていないことが一因と考えられる。 総務部は、指導部、都立学校教育部と連携し、学校の立地や被害想定等を危機管理計画に記載するべき項目としてマニュアルに定め、優良な危機管理計画の事例を研修で共有するなど、学校が、地域の実情等を踏まえた危機管理計画を作成し、常に見直ししていくことができるよう継続して指導することが望まれる。	総務部は、学校危機管理マニュアルを適宜更新していなかったことや、地域の実情等を踏まえ危機管理計画を見直す必要性について、定期的な学校への注意喚起が不足していたことが原因であり、指導部とともに、令和6年9月9日付通知文により監査指摘内容を全都立学校へ周知し、対応が出来ていない学校への注意喚起を行った。 また、総務部は、同年10月11日に学校危機管理マニュアルを改定した際に、文部科学省が示すガイドライン等に基づき、地域や学校、学区の現状や、津波・高潮・液状化等危機管理の前提となる危機事象等を危機管理計画に記載する項目として定めるとともに、通学路等安全確認を行う際には、災害時の学校を取り巻くリスク等を基礎知識として把握しておくことが重要となる旨等を定め、全都立学校へ周知した。 同月23日には、全都立学校を対象にした説明会において、改定内容を改めて説明し、注意喚起を行った。 今後も、毎年度、校長に対する連絡会等の場を活用し、学校危機管理計画の定期的な見直し等について周知していく。【2-エ】 さらに、指導部は、令和7年2月13日の校長連絡会において学校危機管理計画の作成について注意喚起を行った。あわせて、学校危機管理計画に係る研修に、校長研修及び令和7年度東京都立学校副校長研修での実施に向けて、その内容を総務部と指導部とで調整し、同年3月18日に研修に関する事業計画を策定した。【2-エ】								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
		災害用 備蓄品 の管理 を適切 に行う べき もの	都立学校教育部は、地震等非常災害が発生し、都立学校に在籍する児童・生徒等の帰宅が困難になった場合、通学路の安全確保又は保護者等への引渡しができるまでの概ね3日間程度、食糧・飲料水及び毛布等の災害用備蓄品を都立学校に備蓄することし、備蓄品取扱要綱を定めて飲料水や食糧等を配備している。 また、プールの水を飲用に使用するためのろ水器や、停電対策用の非常用発電機等を各学校へ配備している。さらに、一時滞在施設及び災害時帰省支援センターに指定されている学校については、総務部及び都立学校教育部より必要な災害用備蓄品が配備されている。 各学校は、発災時に速やかに対応できるよう、災害用備蓄品の一覧表を作成し、定期的に数量や保管場所等を点検する等適切に管理する必要があるが、 (1) 備蓄品の記載漏れ(小石川中等教育学校、水元特別支援学校、豊島高校、両国高校) (2) 消費期限等の記載漏れ(水元特別支援学校、豊島高校、両国高校、青梅総合高校) (3) カセットボンプの使用期限切れ(水元特別支援学校、一橋高校、豊島高校、本所高校) (4) 食糧の保証期限切れ(葛飾盲学校) (5) 非常用発電機の習熟訓練を行っていない(蒲江高校、豊島高校) (6) 毛布の備蓄数について必要数量の確認を行っていない(小石川中等教育学校) 事例が見受けられた。 各学校は、発災時に速やかに対応できるよう災害用備蓄品の管理を適切に行われない。 総務部及び都立学校教育部は、各学校の災害用備蓄品の管理が適切に行われるよう指導された。	備蓄品の記載漏れ及び消費期限等の記載漏れ(本文中の(1)及び(2))については、小石川中等教育学校ほか4校は、令和6年9月までに備蓄品の確認・整理を行い、記載漏れの備蓄品や記載漏れの消費期限等を追記するなど備蓄品一覧表を適切に作成した。カセットボンプの使用期限切れ(本文中の(3))について、水元特別支援学校ほか3校は、令和7年3月までに取換を行った。食糧の保証期限切れ(本文中の(4))については、葛飾盲学校は、令和7年2月までに食品ロス対応として都立学校教育部で履行するリサイクル処理契約の履行対象に含め、適切に処分した。非常用発電機(本文中の(5))について、蒲江高校及び豊島高校は、令和7年3月までに防災訓練の際に実施するなどの、適切に実施した。 毛布の備蓄数(本文中の(6))については、小石川中等教育学校では、令和7年9月までに他校が所収する余剰分の毛布を譲り受けた。 【1-1】 また、総務部及び都立学校教育部は、当該指摘の理由は、各学校において、備蓄品の管理についての意識が十分ではなかったためと考え、令和6年9月9日付通知文により監査指針内容を全都立学校へ周知し、対応ができていない学校への注意喚起を図り、併せて消費期限等を適切に管理できるように備蓄品一覧表の様式を参考様式として当該通知に添付した。さらに、都立学校教育部は、令和7年2月6日の特別支援学校を対象にした説明会、同月10日の高等学校等を対象にした説明会において、令和7年度に読書倉庫の期卸や一覧表等の作成を委託して実施することを説明するとともに、それまでの間に説明も各校でできる限り備蓄品の管理を適切に行うことなどを改めて注意喚起した。【2-エ】
27	教育庁			
1	ア	イ	ウ	エ
	◎			○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要	
	措置区分		各学校経営支援センターは、建築基準法第12条に基づき、管轄する都立学校における建築物等の定期点検を、委託により実施している。契約の仕様書によると、成果物として、報告書を印刷物で2部提出（うち対象校分1部は各対象校に直接提出）することとされている。 そこで、対象校への報告書の提出状況について見たところ、履行期限後1か月以上経た翌年度に提出されている状況であった。 各センターは、対象校が報告書を受領したことを確認後、検査を行い合格させるべきとこのころ、対象校が報告書を受領したことを確認しないまま劣った検査を行い合格としていることは適正でない。 また、各センターが対象校の報告書受領を確認せず、対象校の報告書受領が遅れたため、防火設備等の不良箇所への対応に遅れが出る等の問題が生じていることは適切でない。 各センターは、対象校の防火設備等の不良箇所への対応に遅れが基づく定期点検について、適正に履行確認及び検査を行われたい。	当該指摘の原因は、対象校が報告書を受領したことを各学校経営支援センターが確認しておらず、また、その確認方法を定めていなかったことであるため、各センターは、令和6年9月以前に契約し、仕様書を変更できない既契約分については、各センターから各学校へ、令和6年9月18日付通知文により受領確認書様式を送付し、各学校が受託者から報告書を受領した際、受領日を記入し、各センターへ提出するように依頼し、提出された受領確認書を確認することで適正な履行確認を行なった。 令和6年10月以降の契約案件については、仕様書に受領確認書について様式を定め、受託者から各学校に報告書を送付する際、受領確認書を同封させ、各学校が受領日を記入してセンターに提出することで適正な履行確認及び検査を行なった。【2-41】	
28	教育庁	防火設備等の不良箇所への対応 く定期点検の履行確認及び検査を適正に行うべきもの			
1		2			
	ア	イ	ウ	エ	
			ア	イ	ウ
				◎	

【令和6年工事監査】							
番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要			
	措置区分						
29	都庁整備局	停留施設におけるサイン等の仕様を設計図書に明示すべきもの	局は、工事請負契約により、東京BRTの停留施設の建築工事を行っており、本工事において、バス停サイン、ダクトサイン及び情報案内板等を設置している。本契約の設計図書を見ると、当該施設に設置するバス停サイン等について、形状、寸法、材質等の具体的な仕様が明示されていないかった。 設計図書に仕様が明示されていない場合、受発注者間で仕様の認識に齟齬が生じる可能性があるが担保されない。また、入札参加者が工事に係る費用を適切に見積もることができない。 局は、停留施設におけるサイン等の仕様を設計図書に明示されたことによる。	指商の発生原因は、設計部署である都市基盤部交通企画課において、入札参加者は具体的な仕様が明示されていなくとも施工現場近隣の既存施設を基に見積もることができると考えたことによる。さらに、詳細については契約後に受注者に指示すれば求める品質は担保されると考えていたことによる。 課は、令和6年12月10日の課内会議にて、意見交換や研修などを行い、今後は複数チェックにより設計図書を確認するなど、仕様書や設計図書に漏れがないか確認し、入札参加者及び受注者に対してより詳細な設計図書を明示できるよう周知徹底した。【2-エ1】 加えて、課は、新たに発注資料チェックリストを作成し、複数チェックで特記仕様書や図面の記載内容を確認することとし、チェック体制を強化した。【2-ウ】 また、部は令和6年12月17日の部議長会にて指摘内容を周知し、注意喚起を行った。【2-エ】 部は、令和7年1月8日、工事関連課長連絡調整会議にて、指摘内容を周知し、注意喚起を行った。【2-エ】			
1		2					
ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
						○	◎

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要			
	措置区分						
30	環境局	急傾斜地崩壊防止工事の諸経費の積算を適正に行うべきもの	局は、工事請負契約により、アソカー工による急傾斜地崩壊防止工事を行っている。局積算基準（共通編）では、アソカー工の品質管理試験の費用は、諸経費のうち共通仮設費の率計算分に含まれるとしている。本契約の共通仮設費を見ると、アソカー工の適性試験の費用は率計算分に含まれているが、別途積上げて計上したため、予定価格の積算が過大なものとなっていた。局は、急傾斜地崩壊防止工事の諸経費の積算を適正に行わなければならない。	指摘の発生原因は、工事主管理部である自然環境部における積算基準記載の諸経費説明部分に関する知見の不足である。そのため、部では、経験の浅い職員でも要点を押さえられるよう、令和6年9月5日に部及び多摩環境事務所の保全担当者に対して研修を開催し、本指摘事項を周知するとともに工事監査における過去の指摘事例を説明するなど職員間の情報共有を図った。近年の工事監査における指摘事項を踏まえ、今後も経験の浅い職員を対象とした技術研修を実施していく。【2-エ】また、令和6年9月2日以降、設計図書をチェックする照査担当の確認後、課長代理による確認の徹底に加え、課長代理による設計者、照査担当への聞き取り確認としてのトレーニングを実施するよう、工事設計のチェック体制を再構築して再発防止を図った。【2-ア】			
					1	2	
					ア	イ	ウ

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分			
31	保健医療局	設備機器の前震支持を是正する床の構造確認について受注者を適切に指導・監督すべきもの	局は、工事請負契約により、病院の病室に用いる熱源設備の改修工事を行っている。本契約において、受注者が設備機器の前震計算に適用した建築設備前震設計・施工指針によると、設備機器を無筋コンクリートにアソカルトで固定することは避けることとされている。本契約で新設した動力制御盤について確認したところ、床からかさ上げされた無筋コンクリートに、あと施工アソカーを設置していたことが判明した。局は、あと施工アソカーを設置する床の鉄筋の有無について、施工前に十分な現地調査を行うよう受注者に指示する必要がある。局は、設置した設備機器が地震時に転倒しないよう耐震支持を是正するとともに、固定用あと施工アソカーを設置する床の構造確認について受注者を適切に指導・監督された。	本件の是正に際し、受注者に対して工事請負契約書の契約不適合責任を請求することができるとの結果、①平成6年の病院建設時のしゅん工図には機械室内の床にかさ上げされたと無筋コンクリートがあることが明記されていたが、②設計部署である旧病院経営本部が設計段階でこの無筋コンクリートの存在を認識することができなかった、③本工事を引き継いだ旧福祉保健局は、動力制御盤の設置に当たり受注者から機器承諾申請書の提出を受けた際、受注者とともに現地を確認したが、床が無筋コンクリートである可能性に思い至らず、床の構造確認を受注者に指示せず申請どおりに施工させた、などの事実を確認した。そのため、都立病院支援部は契約不適合責任を請求できないと判断し、令和6年12月16日に耐震支持の別途工事（契約金額23万1千円）を契約し、同月27日には設備機器の前震支持の是正が完了した【1-ア】指摘の発生原因は、建設時のしゅん工図に無筋コンクリートがあることが記載されておらず、工事監督部署である旧福祉保健局も受注者も、無筋コンクリートであることを認識できなかったためである。部は、令和6年12月18日部内会議を開催し、あと施工アソカーを使用し機器を設置する際は、監督員が床構造の事前確認の徹底を受注者に求めることを周知した。また、床構造について不明確な場合は、複数職員による図面や現場の確認を行うとともに、監督員が鉄筋の有無を検査するよう受注者に指示することを周知徹底した。【2-エ】部は、本件指摘事項について、令和6年12月20日開催の指摘案件の後続工事の関係者会議で共有するとともに、現場確認の徹底を受注者及び工事監理者に指示した。【2-エ】

(次頁へ続く)

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分			
31	保健医療局	設備機器の耐震支持を是正するとともに固定用あと施工アレンカーを設置する床の構造確認について受注者を適切に指導・監督すべきもの		(前頁から) 総務部は、令和7年1月27日付通知文により本件指摘内容を局内に周知し、注意喚起を行った。【2-エ】 さらに、局は、令和7年4月1日以降に起工する改修工事案件について、新たに特記仕様書等に床構造が不明な場合は事前調査を行うなどの追記を行うこと、設計時の確認不足による誤りを防止するため、工種別積算等チェンクリストに新たに床構造の確認を行う項目を追記すること、また、設計・施工の各段階で他職種を含め複数職員による図面及び現場確認を徹底することにより同種事案の再発防止を図った。【2-ウ】 なお、都立病院支援部は、独立行政法人化以後、一部の工事を除いて当該病院の営繕業務を実施している地方独立行政法人東京都立病院機構に対して、令和7年1月31日に担当者会議を開催し、本件指摘及びそれに対する再発防止策について、局の通知文を踏まえ周知した。【2-エ】
	1			
	ア	イ	ウ	エ
	○		◎	○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分		局は、工事請負契約により、林道の整備を行っている。 東京都土木工事標準仕様書では、鉄筋コンクリートにおける鉄筋組立てにおいて、構造物の底面では1㎡当たり4個以上のスベークラーを設置するとされている。また、工事記録写真撮影基準では、鉄筋組立て完了後のスベークラー配置が撮影項目とされている。 本契約の工事記録写真を見ると、スベークラーの配置写真が撮影されておらず、鉄筋の組立状況写真では、スベークラーの設置数量が明らかに不足していた。 局は、鉄筋組立ての施工管理について受注者を適切に指導・監督されたい。	森林事務所担当職員が、令和6年4月以降、指摘箇所の現場を毎月目視により経過観察している。その結果、観察開始時の状況から変化はなく、スベークラーの設置不足による影響はみられていない。今後とも定期的に経過観察を行っている。【1-イ】 指摘の発生原因は、工事監督部署である所において、鉄筋組立ての現場立会い時に確認項目の認識が不足していたことによる。 所は、令和6年3月18日付通知文により、工事監査の指摘内容を周知するとともに、施工中の工事現場において、スベークラーを適切に設置し、その設置状況写真を撮影するよう、周知徹底を図った。また、今後は、工事写真等のしゅん工図書において、工事記録写真撮影基準に基づき撮影すべき写真が不足していないか監督員が確認し、不足があった場合は受注者への指導・監督を徹底する。【2-エ】 さらに、農林水産部は、令和6年4月23日、林道事業打合せ会議を実施し、指摘事項について報告し、各監督員へ鉄筋コンクリート工におけるスベークラーの設置について、再発防止の周知徹底を図った。また、今後も同様の工事を行う際には再発防止に向けた点検・確認を行うこととした。 【2-エ】 加えて、部は、令和6年7月1日付改定の「森林土木工事基準書」にスベークラーについての項目を追加し、施工管理の明確化を図った。【2-ア】
32	産業労働局	鉄筋組立ての施工管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの		1
				2
				アイウエ ○ アイウエ ○◎

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分	監査結果の要約	講じた措置の概要
33	産業労働局	汚水槽清掃で発生した一般廃棄物の処理を適正に行うべきもの		局は、庁舎の設備管理業務等を委託している。 本契約の汚水槽清掃で発生した一般廃棄物（し尿を含む汚泥）の処理において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、局が本委託とは別に一般廃棄物処理委託契約を締結せず、本委託の受託者にその処理を行わせていた。 局は、汚水槽清掃で発生した一般廃棄物の処理を適正に行われたい。	指摘の発生原因は、委託設計部署である雇用就業部能力開発課において、本契約の汚水槽清掃で発生した一般廃棄物について、別に一般廃棄物処理委託契約を締結し処理することを認識していなかったためである。 課は、令和6年2月8日に、当該事務を引き継いだ同部調整課は同年5月22日に、それぞれ開催した係会において、指摘内容について周知し、局で同様事例が指摘された平成27年の工事監査報告書を用い、関係法令等による廃棄物の適正な処理について再確認することで再発防止を図った。【2-エ】 部は、令和6年6月26日に当該庁舎の建物管理委託契約とは別に、許可業者とそれぞれ汚泥処理委託契約を締結した。また、他の庁舎についても、令和6年度に各所管部署が直接、汚泥処理委託契約を締結している。【2-イ】 雇用就業部調整課は、令和7年1月16日に建物管理委託契約に係るチェックリストを新たに作成、運用することとし、再発防止を図った。【2-ウ】 総務部は、令和6年7月11日に開催した契約事務に係る局全体の研修において、同様事例について解説し、注意喚起を行った。【2-エ】 また、部は、令和7年1月23日付通知文により、当該指摘内容及び一般廃棄物の運搬及び処分の契約に係る留意点について局内へ周知した。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
34	建設局	環境施策に基づき道路舗装設計時の材料選定を適切に行うべきもの	局は、工事請負契約により、河川沿岸の道路部に鋼管を打ち込み、舗装の一部打換え等を行っている。 東京都建設リサイクルガイドライン（公共工事）では、車道の舗装工事にアスファルト混合物を使用する場合は、原則として再生加熱アスファルト混合物を使用することとしている。 本契約の設計図書を見ると、舗装を行う道路は、再生加熱アスファルト混合物の使用を検討すべきところ、新材のアスファルト混合物で設計していた。 局は、環境施策に基づき道路舗装設計時の材料選定を適切に行われない。	指摘の発生原因は、設計部署及び工事監督部署である第三建設事務所が舗装材料選定においてガイドライン等を十分に確認しなかったためである。 河川部は、令和6年12月13日より、起工時のチェックリストに、①舗装工にアスファルト混合物を使用する場合、再生材を採用しているか、②新材を採用する場合、適切な理由があるか、を新たに追加した。 【2-ウ】また、部は、令和6年12月13日付通知文により適切な舗装材料選定について局内に通知し、注意喚起を図った。 【2-エ】所は、令和6年12月16日実施の臨時課長代理会において、部からの通知文により、適切な舗装材料選定について周知した。 【2-エ】				
					1	2		
					ア	イ	ウ	エ
					イ	ウ	エ	○
35	建設局	建築工事における鉄筋のガス圧接継手部の品質管理試験について受注者を適切に指導・監督すべきもの	(1) 外観試験について、圧接工事施工者が測定器具を用いて実施したことが、写真等で確認できなかった。 (2) 採取試験について、超音波探傷試験を実施せず、引張試験を設計図書と異なる箇所数で実施していた。 (3) 受注者は、選定した試験機関等について、監督員に必要な資料を提出していなかった。 局は、設計図書で求める品質管理試験が施工計画書に適切に反映されているかを確認するとともに、それを確実の実施し記録を残すよう指導・監督すべきであった。 局は、建築工事における鉄筋のガス圧接継手部の品質管理試験について受注者に指導・監督されたい。	所において、令和6年11月26日に課内会議を実施し、全職員に監査結果を周知し、特記仕様書に定められた品質管理の意図を十分理解した上で、その内容を適切に施工計画書へ明記することについて、工事受注者に対して指導、監督を徹底した。 【2-エ】また、必要となる品質管理項目をまとめたチェックリストを新たに作成し、監督員や工事監理業務受託者によるチェック体制を強化した。 【2-ウ】公園緑地部は、局内の公園緑地事務所工事主管課に対して令和7年1月31日付通知文により指摘内容を周知し、注意喚起を行った。 【2-エ】				
					1	2		
					ア	イ	ウ	エ
					イ	ウ	エ	○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要			
	措置区分						
36	建設局		局は、工事請負契約により、警備の管理所改築工事を行っている。労働安全衛生規則では、受注者は、高さが2 m以上の危険な場所、で、囲い、手すり等を設けることが困難なときは、規制などの設備を設け、作業員に要求し、性能堅牢制止用器具をその設備に取り付けさせなければならな	指摘の発生原因は、工事監督部署である西部公園緑地事務所に於いて、屋根面での高所作業の安全管理に関する確認が不足していたためである。所において、令和6年11月26日に課内会議を実施し、全職員に監査結果について周知し、施工計画書作成時に高所作業における安全対策を明記し、工事受注者への指導・監督を徹底するとともに、監督員による現場立会い時に、これらの安全対策について確認することとした。また、今後は、工事写真等のしゅん工図書において、安全対策に不備がないか監督員が確認し、不備があった場合は受注者に指導・監督を徹底する。【2-エ】 加えて、工事監理業務委託における業務日報に、新たに高所作業安全確認項目等を追記し、高所作業における安全管理の内容を確認・報告することとし、監督員による現場立会い時に、これらの安全対策について確認することとし、チェック体制を強化した。【2-エ】			
1							
2							
ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要	
	措置区分				
37	港湾局		局は、工事請負契約により、鉄道橋等に近接した護岸の補修工事を行っている。建設工事公衆災害防止対策要綱では、鉄道敷に近接した場所等で工事を施工する場合、あらかじめ鉄道経営者との協議して工事中における鉄道の保全方法について決定しなければならない」とされている。また、東京都工事施行規程では、工事の起工前に関係方面と工事の施行について調整するとされており、道路管理者等についても、橋梁等構造物に近接した箇所における工事に当たっては、事前の調整が必要である。	指摘の発生原因は、設計部署である東京港湾事務所が、鉄道橋等に近接した補修工事の場合には各管理者との協議は施工段階のみで十分と考え、予め設計段階で協議し、施工条件を把握する、という認識が欠けていたことである。所は、令和6年7月8日付通知文により、橋梁等構造物との近接施工における設計時の協議及び調整の徹底について、所内に以下を周知し、再発防止の注意喚起を行った。【2-エ】 (1) 補修工事も含めた全ての工事の設計段階において、近接する構造物がある場合には、施設管理者に対して設計協議及び近接施工協議の必要の有無や近接構造物への影響及び対策等を確認すること。 (2) 設計委託及び工事の特記仕様事に留意事項として、近接施工協議が必要であることを明記し、工事契約後、速やかに対応できるようにすること。 また、港湾整備部は、令和6年7月18日開催の「違算等再発防止対策検討PTJ」において、橋梁等構造物との近接施工における設計時の協議及び調整について周知徹底した。近年の工事監査における指摘事項を踏まえた技術研修を行っているところであるが、さらに、今回の指摘事項を追加し、研修内容を充実させていくこととした。【2-エ】	
			本契約の設計図を見ると、施工箇所の一部が、JRほかが接する場所であったが、局は設計段階で各施設の管理者と協議及び調整を行うことなく工事を発注していた。		
				工事契約後、一部の管理者から近接施工の協議を求められ、約3か月間工事の一部を一時中止していた。	
1		2			
ア	イ	ウ	エ	ア	
				イ	
				ウ	
				エ	
				⑤	

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分			
38	港湾局	人孔材料の単価 設定を適正に行 うべきもの	局は、工事請負契約により、防濁堤の整備を行っている。局積算基準では、材料単価は、局が定める港湾工事設計単価表によるものとし、局単価に定めのない場合は、建設局単価、物価資料、局特別調査、見積りの順で決定している。本契約の設計書を見ると、局単価に設定がない人孔の材料単価について、建設局単価等を確認することなく、見積りを採取して割高な単価を設定していたため、予定価格の積算が過大なものとなっていた。局は、人孔材料の単価設定を適正に行わたい。	指摘の発生原因は、本件が下水道施設に関する設計であり不適切な工種であったことから、設計部署である東京港建設事務所に於いて、単価表等への掲載の有無や材料単価の採用順位を認識しなかったことにある。そのため、港湾整備部は、令和6年7月18日開催の「運営等再発防止対策検討PT」において、今回の指摘内容を周知徹底した。近年の工事監査における指摘事項を踏まえた技術研修を行っているところであるが、さらに、今回の指摘事項を追加し、研修内容を充実させていくこととした。【2-エ】
	1	ア イ ウ エ ア イ ウ エ	2	また、再発防止策について、「港湾局積算・照査チェックシート」に、新たに課内照査会において見積りを採用した材料等を確認する項目を追加し、照査することを周知・徹底した。【2-ウ】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分			
39	港湾局	大型遊具を含む 工事の諸経費の 積算を適正に行 うべきもの	局は、工事請負契約により、海浜公園の修景及び遊具の整備等を行っている。局積算基準（共通編1）では、大型遊具の製品価格を、共通作される橋桁等と同様に、共通仮設費の率計算の対象に含めないとされている。本契約の共通仮設費を見るに、大型遊具の製品価格を率計算の対象に含めていたため、予定価格の積算が過大なものとなっていた。局は、大型遊具を含む工事の諸経費の積算を適正に行わたい。	指摘の発生原因は、設計部署である東京港管理事務所において、本工事で設置した遊具については、簡易な構造の遊具であり、大型遊具に該当しないと判断したためである。港湾整備部は、令和6年7月18日開催の「運営等再発防止対策検討PT」において、大型遊具と、大型遊具の製品価格を率計算の対象に含めるべきと判断し、今回の指摘内容を周知徹底した。近年の工事監査における指摘事項を踏まえた技術研修を行っているところであるが、さらに、今回の指摘事項を追加し、研修内容を充実させていくこととした。【2-エ】
	1	ア イ ウ エ ア イ ウ エ	2	所では、併せて令和6年12月9日に経費の安い造園職員を対象に研修を実施し、本事例を共有するとともに、遊具の諸経費計算において適正に区分するよう注意喚起した。【2-エ】

番号	対象局 (団体)		事項	監査結果の要約	講じた措置の概要	
	措置区分					
40	港湾局		工作物の改修工 事における石綿 含有建材の事前 調査について受 注者を適切に指 導・監督すべきも の	局は、請負契約により、ボー ディング等、工作物の改 修工事を行っている。 大気汚染防止法及び石綿障害 予防規則では、工作物の改修工 事の受注者は、あらかじめ、石 綿含有建材の使用の有無の事前 調査を行わなければならないと されている。 本契約の工事関係書類を見る と、受注者は事前調査を行って おらず、局も受注者に対して事 前調査を行うよう指導していな かった。 局は、工作物の改修工事にお ける石綿含有建材の事前調査に ついて受注者を適切に指導・監 督されたい。	指摘の発生原因の1点目は、設 計及び工事監督部署である東京 港湾理事務所において、石綿含有 建材の事前調査に関する法令の 理解が十分でなかったことにあ る。 所は、令和6年2月22日に課 内会議を開催し、石綿含有建材の 事前調査及び報告の徹底につい て職員に周知し、再発防止の注意 喚起を行った。 港湾整備部は、令和6年3 月11日付通知文により局内工 事主管課に対し、石綿含有建材の 事前調査及び報告の徹底につい て周知し、速やかに再発防止の注 意喚起を行った。 また、令和6年7月18日開催 の「運営等再発防止対策検討PT」 において、工事主管部署に対して 今回事例の発生経緯、その後の指 置等を説明することで周知徹底 した。近年の工事監査における指 摘事項を踏まえた技術研修を行 っているところであるが、さら に、今回の指摘事項を追加し、研 修内容を充実させていくことと した。【2-エ】 部は、令和6年4月の港湾局機 械工事仕様書の改定において、新 たに石綿使用の事前調査及び報 告の追記を行った。【2-ア】 指摘の発生原因の2点目は、受 注者の石綿含有建材の事前調査 に関する法令の認識不足である。 そのため、所は、令和6年12 月17日に開催した所内の工事 の全ての受注者が出席した「工事 安全委員会」において、石綿含有 建材の事前調査及び報告の徹底 について、受注者にリーフレット 配布し、法令に関する説明等を行 い、注意喚起を行った。【2-エ】	
	1					2
		ア				イ

番号	対象局 (団体)		事項	監査結果の要約	講じた措置の概要		
	措置区分						
41	東京消防庁		(杭工事の単価 設定及び任意仮 設の設計変更に ついて)杭工事の 単価設定を適正 に行うべきもの	庁は、工事請負契約により、 宿舍等の新築工事を行ってい る。 本契約における場所打ちコン クリート杭工事の単価設定につ いて見ると、次の不適正な点が 認められた。 (1) 見積りにより単価を設定 する場合は、3社以上から 見積りを徴収すべきことと する、1社からしか徴収して いない。 (2) 施工費や鋼材費などの単 価設定において、見積単価 と異なる数値を誤って内訳 書に入力しており、予定価 格の積算が過少なものと なっている。 庁は、杭工事の単価設定を適 正に行われた。	指摘の発生原因は、設計部署で ある総務部において発注積算時 に適正な単価設定となってい るか等について、確認が不足してい たことによるものである。 部は、発注積算時の確認不足等 による誤りを防止するため、庁の 積算チェックリストに新たに、 見積りは3社以上から徴収しそ の平均値を単価として設定する こと、これによらない場合はその理 由を記録に残すことを追記し、同 種事例の再発防止を図り、令和6 年4月以降の起工案件から適用 している。【2-ア】 また、部は令和6年5月15日 に令和6年工事監査検討会を開 催し、指摘内容及び杭工事の単価 設定を適正に行うことについて 課内職員に周知徹底するととも に、起工時に改訂版の積算チェッ クリストを併せて交付するよう に運用方法を改め再発防止の徹 底を図った。【2-エ】		
	1					2	
	ア	イ				ウ	エ
42	東京消防庁		経年防火水槽再 生工事における 積算を適正に行 うべきもの	庁は、工事請負契約により、 経年防火水槽の再生工事を行っ ており、防火水槽10基のうち、 水槽A及び水槽Bの2基につい ては、2層張りの炭素繊維シェ ートによる補強を行っている。 炭素繊維シート工の積算を見 ると、水槽Aは施工数量を76 ㎡とすべきところを153㎡、 水槽Bは74㎡とすべきところ を148㎡と2倍の数量として いたため、予定価格の積算が過 大なものとなっていた。 庁は、経年防火水槽再生工事 における積算を適正に行われた 。	このため、部は、工事数量一覧 表を設計書の種別内訳書に合わ せて仕様を詳細に記載させるこ とで、誤った積算が起らないよ うに徹底した。【2-ア】 さらに、部は、令和6年4月よ り、新たに積算確認チェックシ ートを作成し、担当者以外の職員も 数量を確認すること、客観的な 複数チェックを行うこととした。 【2-ア】 加えて、部は、令和6年2 月15日に開催した設計監理係 員会議において、指摘事項及び上 記の再発防止策を関係職員に周 知した。【2-エ】		
	1					2	
	ア	イ				ウ	エ

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分	監査結果の要約	講じた措置の概要								
43	東京消防庁	(杭工事の準備 設定及び任意仮 設の設計変更に ついて)任意仮設 の設計変更の取 扱いを適正に行 うべきもの		庁は、工事請負契約により、 宿舍等の新築工事を行ってい る。 東京都工事請負契約設計変更 ガイドライン（建築工事編）で は、任意仮設は、受注者がある 責任において定めるものであ り、設計図面に明示された条件 が現地条件と異なることが判明 した場合を除き、原則として設 計変更の対象としないとしてさ れている。 しかし、本契約では、土質注 状図などの現地条件に何ら変更 がないにもかかわらず、任意仮 設である乗入れ構台を使用しな い施工方法に設計変更してい た。 庁は、任意仮設の設計変更の 取扱いを適正に行われたい。	指摘の発生原因は、工事監督部 署である総務部において任意仮 設の設計変更の取扱いについて 認識が不足していたためである。 部は、令和6年4月以降、受注 者と仮設に係る協議を行う際に 用いる施工指示書に仮設に係る チェック項目を追加することで、 仮設に係る設計変更時のチェッ ク機能の強化を図った。【2-ウ】 部は、令和6年5月15日に令和 6年工事監査検討会を開催し、 指摘内容を周知するとともに、設 計変更ガイドライン及び施工指 示書を活用し、任意仮設は設計図 面に明示された条件が現地条件 と異なる場合を除き、設計変更の 対象としないことを再確認しに 図った。また、今後も工事監査検 討会にて、任意仮設における設計 変更の取扱いについて継続的に 注意喚起を行う。【2-エ】 部は、毎月実施している課内教 養において、人事異動期等の時宜 を捉えて、経験年数の浅い職員等 に対し経験豊富な職員による工 事監査の指摘事項等に係る技術 教養を実施することとした。【2 -エ】								
						1							
						2							
						ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要	
	措置区分				
44	交通局	工事中止期間の現場管理に関する手続を適切に行うべきもの	局は、工事請負契約により、都道の空洞対策工事を行っている。 局土木工事標準仕様書では、発注者が工事を一時中止させた場合において、受注者は中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し承諾を得るものとされている。 本契約の工事関係書類を見ると、管理者不明の構造物が確認されたことから、令和5年3月から監査日現在まで工事の全部を中止しているが、中止期間中の基本計画書が提出されていなかった。 本契約では一部しゅんぐの統等は行われていないため、局は、中止期間中の基本計画書を受注者に提出するよう指導・監督する必要があった。 局は、工事中止期間の現場管理に関する手続を適切に行われた。	本指図の発生原因は、工事監督部署である志村保線管理所において工事中止の際に、中止期間中の現場管理に関する基本計画書を速やかに提出させる必要があるという認識が不足していたためである。 そのため、建設工務部は令和6年5月14日付通知文により、工事監査指図事項及び再発防止について、関係各課、各事務所へ再度周知を行った。通知文には、指図の経緯、土木工事標準仕様書の記載内容、再発防止について記載し、関係各課・事務所の全職員に周知することによって再発防止を図った。【2-エ】	
		所は、通知文を所内に周知するとともに、令和6年5月27日の所内全体会議にて、本件について説明し、工事中止が発生した際には受注者から速やかに中止期間中の基本計画書を提出させるよう周知徹底した。【2-エ】			
		1			
		2			
		ア イ ウ エ ア イ ウ エ			
		◎			

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分			
45	水道局	材料費の単価設定を適正に行うべきもの	局は、工事請負契約により新たな送水管の整備を行っていた。局配水管工事積算基準（開削編）では、見積りによる材料単価の端数整理は、有効数字を上位3桁とし、その次の位以下を切り捨てることとしている。本契約の見積りによる材料費の単価設定について見ると、鉄管26品目は有効数字3桁の次の位を四捨五入し、鍍鉄管接合セット2品目は有効数字2桁とし3桁目以下を切り捨てていた。	指摘の発生原因は、設計部署である建設部において、本工事に作成した見積採用価格の表計算ソフトにおける計算式を誤入力したことによるものである。部は、令和6年7月22日に多摩水道改革推進本部や東京水道株式会社を含めた設計・工務課長代理会を開催し材料単価の端数整理について注意喚起を行った。また、部は、令和6年7月22日課内会議において改めて材料単価の端数整理（有効数字）を適切に行うことを周知した。【2-エ】また、部は、表計算ソフトにおける計算式の誤入力を防ぐため、新たに表計算シート上に見積平均金額を1円単位まで表示する列を作成し、計算の過程を確認することで視覚的にミスの発生を抑制するとともに、令和6年7月22日以降、計算シートを課内で統一し運用することとした。【2-カ】さらに、部は、新たに計算シート上に担当者及び確認者のチェック欄を設け、見積採用価格の決定の際にはチェック済みであることを確認するよう変更した。【2-ク】加えて、職員部は、令和7年1月9日付通知文により、局内に対し監査結果を通知し、指摘事項の周知徹底及び注意喚起を行った。【2-エ】

1				
ア	イ	ウ	エ	オ

2				
ア	イ	ウ	エ	オ

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分			
46	下水道局	地下躯体における鉄筋の設計を適正に行うべきもの	局は、工事請負契約により、雨水ポンプ種地下躯体の建設工事を行っていた。本工事は、地下躯体を地上で構築し、ニューチャックケーン工法により地中に沈下させるものであり、施工に支障となる階段及び床は、所定の梁さまで躯体の設置が完了した後、別途工事で築造することとしている。しかし、設計図書を見ると、本工事で築造する壁や梁内にある鉄筋が、本工事の設計図に記載されておらず、費用も計上されていなかった。局は、地下躯体における鉄筋の設計を適正に行われた。	建設部は、令和6年6月10日に第二基幹施設再構築事務所に対し、本工事であらかじめ配置しておくべきであった階段の鉄筋を本工事にて施工する旨の工事変更を依頼した。所は、令和6年6月21日に受注者に対し、既存の実施設計の設計図に基づき、階段部の鉄筋を施工するよう工事変更の通知を行った。なお、工事変更通知に基づき、築造する躯体のうち、一部の階段の鉄筋は令和6年12月に施工済みであり、残りの階段の鉄筋については、順次施工予定である。【1-エ】指摘の発生原因は、設計部署である部において、別途工事で築造する主筋材でない階段等の施工について確認が不足していたことである。部は、令和6年4月23日に開催した課長代理会において指摘内容を説明し、後工事との取り合い部の施工についての確認を確実に行うよう周知徹底した。【2-エ】また、令和6年6月3日に積算チェックリストにあらかじめ配置しておくべき鉄筋について確認の項目を追加し、運用を徹底した。【2-ク】さらに、令和6年6月21日に工事監査の指摘内容等について職員研修を実施し、周知した。【2-エ】

1				
ア	イ	ウ	エ	オ

2				
ア	イ	ウ	エ	オ

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分			
47	下水道局	仮設電力設備の積算を適切に行うべきもの	局は、工事請負契約により、ポンプ棟を整備しており、三期目として地下部分の建設工事を行っている。 本工事の仮設電力設備は、二期工事で設置した設備を本工事完了後も四期以降の工事で引き続き使用する計画となっており、使用期間が10年以上となる予定である。 局積算基準（土木共通編）では、仮設電力設備に係る費用のうち、電線などは材料費に掛料率を乗じて算出するなど積算法を定めている。また、掛料率は、供用期間が3年未満までは定めているが、3年以上の場合には定めていない。 本工事の仮設電力設備の積算について見ると、次の不適切な点が確認された。 （1）電線などは、全供用期間が10年以上であるが、本工事が10年以上であるため、損料率を設定していた。 （2）仮設電力設備は、本工事前に既に設置していたが、電線管などの材料費を計上していた。 （3）高圧電動機設備は、二期工事から引き続き使用するが、損料等が未計上となっていた。 以上により、予定価格の積算において（1）、（2）が過大、（3）が過少なものとなっている。 局は、仮設電力設備の積算を適切に行われたい。	指摘の発生原因は、長期間の大規模工事において継続使用する仮設電力設備の積算方法について、積算基準の記載内容が十分でなかったこと、また、設計部等である建設部において、仮設電力設備の掛料について積算基準の内容を十分に理解していなかったためである。 部は、令和6年5月28日に開催した課長代理会において指摘内容を説明し、仮設電力設備の積算にあたって（1）から（3）の注意点を周知した。【2-エ】 部は、令和6年6月3日に仮設電力設備の損料の計上について誤りを防止するため、課の積算チェックリストに新たな項目として、工事全体の供用期間を考慮して掛料率を算出しているか（（1））、前工事で設置済の仮設電力設備等を考慮して適正に計上しているか（（2）、（3））を追加し、運用を徹底した。【2-エ】 部は、令和6年6月21日に工事監査の指摘内容等について職場研修を実施し、周知した。【2-エ】 計画調整部は、仮設電力設備の損料の計上について誤りを防止するため、令和6年9月20日から積算システムの入力画面上に、積算にあたっての留意点を表示し、（1）、（2）の注意喚起を促すようにした。【2-エ】 また、部は、仮設電力設備の損料の計上について誤りを防止するため、令和6年10月に、2工事以上にわたり継続使用する仮設物・仮設備の積算方法について（1）に関する積算基準の記載内容を改定した。【2-ア】 さらに、部は、令和6年12月19日に工事の設計・監督業務等を担当する職員に対して、工事監査ソフトウェア研修を実施し、指摘内容や再発防止の注意喚起を行った。【2-エ】
	1	2		
		ア	イ	ウ
		オ	カ	キ

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分			
48	教育庁	業務実施状況写真の撮影について受託者を適切に指導・監督すべきもの	庁は、委託契約により学校敷地内の樹木剪定、除草等を行っている。 本契約の仕様書では、受託者は作業ごとに業務実施日、履行場所などを記載した黒板等を添えて業務実施状況写真を撮影することとしている。 業務実施状況写真を見ると、黒板内の学校名や日付は異なるが、撮影場所が同一の写真が含まれていた。 各学校の完了検査では、写真の背景が検査対象の学校内ではないなど、一部不適切な写真が含まれていることを見落とし合格としていた。 また、契約部署は、各学校から提出された検査調書、記録写真等の資料により、不適切な履行が確認可能であったが、確認が不足し、受託者への指導や注意を行っていなかった。 庁は、業務実施状況写真の撮影について受託者を適切に指導・監督されたい。	指摘の発生原因は、学校の完了検査の確認が十分であったこと、及び東部学校経営支援センターの検査書類の確認不足と受託者への指導の不徹底である。 そのため、センターは、令和6年3月に発行した、所管校の請負契約担当者向けの業務マニュアルである「契約請求マニュアル（請負契約編）」の「樹木剪定の説明文」に、検査の際は業務実施状況写真についても確認を十分に行うよう、記載を加えた。【2-エ】 また、そのマニュアルをテキストとして使用した「令和6年度請負契約等事務説明会」（令和6年4月12日開催）において、上記の検査確認を強調して説明した。【2-エ】 さらに、センターは、令和6年11月から樹木剪定等委託契約の受託者に対して、契約締結時に業務実施状況写真の取扱いについて定めた書類を配布し、業務実施状況写真の撮影について適切に行うよう注意喚起を行っている。【2-エ】 センターは、契約部署として、これまで、履行完了後、履行場所である各学校から提出された検査調書、記録写真等を事務担当者が確認し、支出決定の回付の中で、主管課長代理、文書取扱主任、契約担当者（主管課長）も各書類の確認を行ってきた。令和6年11月からは、これに加えて、事務担当者が上記書類の確認をする際に、記録写真等について確認すべき事項をまとめた「樹木剪定等業務実施状況写真等確認表」を使用するとともに、事務担当者・副担当者による複数チェックを実施することとし、確認体制を強化している。【2-エ】 （次頁へ続く）

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要	
	措置区分				
48	教育庁	業務実施状況写真の撮影について受託者を適切に指導・監督すべきもの		(前頁から) また、本件の指導事項は令和6年3月27日実施の学校経営支援センター所長・管理課長会中部及び西部学校経営支援センター（以下「他センター」という。）に周知した。今後は、都立学校教育部が、こうした取組を他センターにも情報提供し、庁全体として再発防止を図ることとした。【2-エ】	
					1
					2
					ア
					イ
				</	

〔令和5年度公営企業各会計決算審査〕

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分			
49	交通局	有形固定資産を適正に計上すべきもの	固定資産台帳の数値と現物を照合したところ、交通事業会計の固定資産台帳において、処分したバスの帳簿価額及び車載放送装置、自動料金収納機等の帳簿価額の削除漏れがあった。その結果、有形固定資産明細書のうち「車両」が102万5,415円、「工具、器具、備品」が6,651万6,629円それぞれ年度末償却未済高へ過大に計上されており、貸借対照表の資産の部、固定資産の有形固定資産が合わせて6,754万2,044円過大計上となっている。有形固定資産を適正に計上されたい。	指摘の発生日を自動車部内で確認した結果、一部の事業所では本局で固定資産の管理をしていると考えていたため、認識の相違があった。 部は、令和6年4月30日、全事業所に対し、削除漏れとなつて いる資産について、「資産備品株 告書」の同年5月23日までの提 出を指示し、同年6月24日まで に部で除却処理を完了した上で、 同年7月31日出力の固定資産 台帳を全事業所に送付した。【1 ーウ】 また、令和6年8月21日付通 知文及び同日に開催した所長会 において、各所属長に対し、適正 な事務処理について注意喚起し た。【2ーエ】 さらに、令和6年7月23日及 び同年9月20日付通知文によ り、全ての事業所において、車載 放送装置、自動料金収納機等につ いて、他の備品と同様に備品管理 票を作成・保管すること、毎年度 固定資産台帳と現品の実合確認 を行うことを指示した。あわせ て、令和6年10月7日から同 年12月3日までに実施した本 局職員による全車庫・自動車工 場への自主監査において、通知文 に基づき各所における実作業の 実施状況を確認した上で、抽出 により現物確認を実施した。これら の対応は今後毎年実施していく。 【2ーウ】
	1	ア	イ	
	2	ウ	エ	

〔令和6年財政援助団体等監査〕

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分			
			局は、私立学校経常費補助金交付要綱に基づき、海外に在留していた生徒又は児童の受入れを行った学校法人に対し、帰国後3年以内の者を補助対象とし、5月1日を基準日として、帰国後3年以内の者を補助対象とすることとしている。 ところで、局は、毎年度、教職員数や帰国子女等の受入状況等、経常費補助金の算定に必要な実績を、「私立学校教育助成金調査表（B表）」（以下「B表」という。）により調査している。 そこで、法人が設置している三田国際学園高等学校における帰国子女等の受入れについてB表を見たところ、令和4年度において補助対象とした8名の生徒のうちの1名が平成31年3月に帰国しており、帰国後3年を超えているにもかかわらず、法人は補助対象に算入しており、適正でない。 この結果、補助金9万円が過大に交付されている。 また、局は、法人から提出されたB表を参照することで、1名が補助対象外であることが確認できるにもかかわらず、補助金額の算定に当たり、これを看過しており、適正でない。 法人は、過大に交付された補助金を返還されたい。 局は、補助金の交付に係る審査を適正に行うとともに、法人に対し、補助金の返還を求められたい。	局は、過大に交付した補助金9万円について、法人に対して返還を求めた。法人は、令和6年12月14日に補助金の返還及び事務の改善に係るてん末書を提出し、令和7年3月11日に返還した。【1ーア】 局は、補助金の交付に係る審査を適正に行うことについて、令和7年1月28日に所管部署内の担当者会議において、審査の際には生徒の帰国日を必ず確認するように担当職員に周知徹底した。【2ーエ】
50	生活文化スポーツ局(学校法人戸板学園)	国際化推進補助に係る補助金を返還すべきもの		
1		2		
ア		イ	ウ	エ
◎				○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分			
51	生活文化スポーツ局(学校法人東京成徳学園)	私立高等学校都内生就学促進補助金を返還すべきもの	局は、都内公立中学生に対する就学促進と広く生徒募集等に係る広報活動の推進に資するため、「私立高等学校都内生就学促進補助金1」を都内公立中学校出身者数に補助単価を乗じる等により私立高等学校に交付している。 ところで、法人が設置している東京成徳大学高等学校における補助金について見たところ、補助対象人数に、都内公立中学校出身者以外の4名が含まれており適正でない。 この結果、令和5年度において6万8,400円が過大に交付されている。 法人は、過大に交付された補助金を返還されたい。	局は、過大に交付した補助金計6万8,400円について、法人に対して、返還を求めた。法人は、令和6年10月23日に補助金の返還及び事務の改善に係るてん末書を局に提出し、令和7年1月15日に返還した。【1ーア】 局は、学校法人向けに申請書の提出依頼をする際の周知文書「交付申請書の作成に当たって」に、補助金算定の対象外となる生徒についての文言をさらに強調して記載した。【2ーウ】
1		2		
ア		イ	ウ	エ
◎				○